

香美市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

令和6年10月1日から適用

水道法 第25条の11	香美市指定給水装置工事事業者規程 第12条 指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、一定期間その指定若しくは登録を停止し、又は取り消すことがある。	処分内容																			
第1項第1号	(1) 指定給水装置工事事業者規程第9条各号に適合しなくなったとき。 <table> <tr> <td>9条1号</td><td>事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置かないとき。</td><td rowspan="6">取消し</td></tr> <tr> <td>2号</td><td>国土交通省で定める機械器具を有しないとき。</td></tr> <tr> <td>3号ア</td><td>精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</td></tr> <tr> <td></td><td> オ 給水装置工事の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき ②道路の掘削許可又は使用許可を受けずに工事を施工したとき ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき ⑤その他の違反行為（主として管理者の承認を受けないで工事を施工したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき） </td><td>取消し又は1～6月の停止</td></tr> <tr> <td></td><td>カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</td><td>取消し</td></tr> </table>	9条1号	事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置かないとき。	取消し	2号	国土交通省で定める機械器具を有しないとき。	3号ア	精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	イ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	ウ	法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	エ	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者		オ 給水装置工事の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき ②道路の掘削許可又は使用許可を受けずに工事を施工したとき ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき ⑤その他の違反行為（主として管理者の承認を受けないで工事を施工したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき）	取消し又は1～6月の停止		カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの	取消し	
9条1号	事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置かないとき。	取消し																			
2号	国土交通省で定める機械器具を有しないとき。																				
3号ア	精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者																				
イ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者																				
ウ	法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者																				
エ	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者																				
	オ 給水装置工事の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき ②道路の掘削許可又は使用許可を受けずに工事を施工したとき ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき ⑤その他の違反行為（主として管理者の承認を受けないで工事を施工したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき）	取消し又は1～6月の停止																			
	カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの	取消し																			
第1項第3号	(2) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 <table> <tr> <td>11条</td><td>次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したとき</td><td rowspan="5">取消し又は1～6月の停止</td></tr> <tr> <td>1号</td><td>事業所の名称及び所在地</td></tr> <tr> <td>2号</td><td>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</td></tr> <tr> <td>3号</td><td>法人にあっては、役員の氏名</td></tr> <tr> <td>4号</td><td>主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号</td></tr> </table>	11条	次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したとき	取消し又は1～6月の停止	1号	事業所の名称及び所在地	2号	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	3号	法人にあっては、役員の氏名	4号	主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号									
11条	次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したとき	取消し又は1～6月の停止																			
1号	事業所の名称及び所在地																				
2号	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名																				
3号	法人にあっては、役員の氏名																				
4号	主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号																				
第1項第2号	(3) 第15条に違反したとき。 <table> <tr> <td>15条1項</td><td>指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、国土交通大臣及び環境大臣から免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。</td><td rowspan="4">取消し又は1～6月の停止</td></tr> <tr> <td>2項</td><td>その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。</td></tr> <tr> <td>3項</td><td>主任技術者を選任し、又は解任したときは、施行規則様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。</td></tr> <tr> <td>4項</td><td>第1項又は第2項の規定により主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。</td></tr> </table>	15条1項	指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、国土交通大臣及び環境大臣から免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。	取消し又は1～6月の停止	2項	その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。	3項	主任技術者を選任し、又は解任したときは、施行規則様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。	4項	第1項又は第2項の規定により主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。											
15条1項	指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、国土交通大臣及び環境大臣から免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。	取消し又は1～6月の停止																			
2項	その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。																				
3項	主任技術者を選任し、又は解任したときは、施行規則様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。																				
4項	第1項又は第2項の規定により主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。																				
第1項第4号	(4) 給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。																				
第1項第5号	(5) 給水装置工事を施工した事業所に係る主任技術者の立合いの求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。																				
第1項第6号	(6) 施工した給水装置工事に関し、管理者の必要な報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。																				
第1項第7号	(7) 施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。																				
第1項第8号	(8) 不正の手段により給水装置工事事業者の指定を受けたとき。	取消し																			